

# 北海道ファシリティマネジメント推進方針の概要

## I 基本方針

### 1 策定の目的

平成17年度に策定した「北海道FM導入基本方針」に基づき、取組を進めてきたところであるが、建設後50年を経過したものの割合が10年後に1割、20年後には4割を占めると見込まれる。

こうした状況を踏まえ、点検から修繕・改修までの一体的マネジメントや予防保全型の計画修繕の実施、維持保全に係る業務の一層の集約化等により、ファシリティマネジメントをより効果的に推進する。

### 2 ファシリティマネジメント推進の基本的な考え方

総括組織（総務部総務課、建設部建築保全課等）や道有財産等有効活用促進委員会などの推進体制により、次の「3つの視点」と「5つの取組」により進めていく。

3つの視点	5つの取組
<p><b>1</b> 道政全般にわたるFMの推進を着実かつ段階的に実施</p>	<p>① 道有建築物等におけるストックマネジメント</p>
<p><b>2</b> 事業費の削減など財政負担軽減効果の高いものから順次着手</p>	<p>② ファシリティコストの縮減</p>
<p><b>3</b> 各取組の中でも緊急性の高いものから順次実施</p>	<p>③ スペースの有効活用</p>
	<p>④ 道有資産の有効活用</p>
	<p>⑤ 評価手法の確立</p>

## II 実施方策

<p><b>1 道有建築物等におけるストックマネジメント【拡充】</b></p> <p>① 保全規程に基づく適切な保全の実施【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 長期保全計画の作成</li> <li>→ 施設整備計画の作成</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>ストックマネジメントの強化部分</b></p> <p>② <u>長寿命化改修等の実施【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 耐用年数を超えた使用予定建築物の構造耐久性等について長寿命化診断を実施</li> <li>→ 診断結果を踏まえた長寿命化改修の実施</li> </ul> <p>③ <u>全庁的な調整【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 改築等の施設整備に係る検討体制の整備</li> </ul> <p>④ <u>有資格者による点検の実施【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 建築基準法の改正に基づく有資格者による道有建築物等の点検</li> </ul> <p>⑤ <u>小破修繕業務の更なる集約化の検討【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 小破修繕に係る集中処理業務の拡大検討</li> </ul> <p>⑥ <u>計画修繕予算の集約化の検討【新規】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 予防保全型修繕への移行</li> <li>→ 計画修繕に係る予算の集約化検討</li> </ul>
---

<p><b>2 ファシリティコスト(光熱水費等)の縮減【継続】</b></p> <p>① ファシリティコストの縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ ベンチマーキングの活用、一括契約等の委託手法の検討・調整</li> </ul> <p>② インハウスエスコの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 電気、機械設備等に係る改修や運用方法の改善</li> </ul>
<p><b>3 スペースの有効活用【継続】</b></p> <p>① ユニバーサルレイアウトの採用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 段階的な取組の継続</li> </ul> <p>② 共有スペース等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 会議室や共有スペース等の改善</li> </ul>
<p><b>4 道有資産の有効活用【継続】</b></p> <p>① 土地の利活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 土地の集約・転用等による総量抑制の検討</li> <li>→ 売却処分等の推進と貸付による利活用</li> </ul> <p>② 土地以外の財産等の利活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ ネーミングライツ、目的外使用の弾力化など建築物の利活用の推進</li> <li>→ 知的財産の創造・保護・活用を促進</li> <li>→ バナー広告、封筒・各種印刷物への広告掲載、庁舎の空きスペースの民間貸付</li> </ul>
<p><b>5 評価手法の確立【継続】</b></p> <p>上記の取組に係る評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 各種評価手法の確立とその実施</li> </ul>